

大分県物価高騰対応業務改善奨励金

目的

原油・原材料価格高騰による物価上昇の中で、国の業務改善助成金を利用して生産性向上と賃金引上げに取り組む大分県内の中小企業等を支援し、各事業所の経営改善や労働者の所得向上等につなげます。

概要

生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業者に、賃金を引上げた労働者数に応じて奨励金を支給します。

また、業務改善助成金の申請に必要な事務に係る社会保険労務士等への報酬も奨励金の対象となります。 **※国の業務改善助成金の実施状況により、県奨励金も変更の可能性があります。**

対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が **50円以内（時給854円～904円【※1】）** であり、
令4年10月5日～令和6年1月31日 に、大分労働局へ業務改善助成金の交付申請を行い、交付決定を受けている中小企業・小規模事業者（個人事業者を含む）。 【※2】

【※1】 大分県の地域別最低賃金は、**令和5年10月6日から 899円** に改定。改定後は時給899円～949円。

【※2】 奨励金の申請書兼請求書の提出時には、国の助成金の交付額確定通知を受けていることが必要です。

支給額

① 業務改善助成金分

業務改善助成金（国）における対象経費支出額から助成金を除き、1/2を乗じた額と下表の奨励金上限額を比較して、いずれか低い方の額を奨励金として支給します。

（単位：千円）

コース	引上げ労働者数・奨励金上限額				
	1人	2～3人	4～6人	7～9人	10人以上
30円コース	38	63	88	125	150
	75	113	125	150	163
45円コース	57	88	125	188	225
	100	138	175	200	
60円コース	75	113	188	288	375
	138	200	238		
90円コース	113	188	338	563	750
	213	300	363		

※上段：事業場規模30人以上、下段：事業場規模30人未満

② 社会保険労務士等への報酬費用分

報酬費用の10/10を100千円を上限に奨励金として支給します。

【例1】 事業場内最賃 854円 を引上げる場合
(国助成金の助成率9/10 ※上限あり)

$$\begin{aligned} &\cdot 従業員数50名 製造業 & 2,000千円 \times 9/10 = 1,800千円 \\ &\cdot 2,000千円の設備投資 & 国助成金上限額: 1,500千円 \\ &\cdot 6名の賃金を60円引上げ & \\ &(2,000千円 - 国助成金 1,500千円) \times 1/2 & = 250千円 \dots \textcircled{A} \\ &= 250千円 \dots \textcircled{A} & \\ &\text{奨励金上限額 } 188\text{千円} \dots \textcircled{B} & \\ &\textcircled{A} > \textcircled{B} & \text{支給額 } 188\text{千円} \end{aligned}$$

【例2】 事業場内最賃 900円 を引上げる場合
(国助成金の助成率4/5 ※上限あり)

$$\begin{aligned} &\cdot 従業員数10名 飲食業 & 1,000千円 \times 4/5 = 800千円 \\ &\cdot 1,000千円の教育訓練 & 国助成金上限額: 1,100千円 \\ &\cdot 3名の賃金を45円引上げ & \\ &(1,000千円 - 国助成金 800千円) \times 1/2 & = 100千円 \dots \textcircled{A} \\ &= 100千円 \dots \textcircled{A} & \\ &\text{奨励金上限額 } 138\text{千円} \dots \textcircled{B} & \\ &\textcircled{A} < \textcircled{B} & \text{支給額 } 100\text{千円} \text{【ア】} \\ &\text{社労士への報酬 } 80\text{千円} \dots \textcircled{A} & \\ &\text{奨励金上限額 } 100\text{千円} \dots \textcircled{B} & \\ &\textcircled{A} < \textcircled{B} & \text{支給額 } 80\text{千円} \text{【イ】} \\ &\text{支給総額【ア】 + 【イ】} = 180\text{千円} & \end{aligned}$$

申請書類等提出期限

- ①業務改善助成金交付決定報告書 : 令和6年1月31日
②大分県業務改善奨励金申請書兼請求書 : 令和6年3月15日

※予算の範囲内で交付するため、交付決定報告書の提出期限前に募集を終了する場合があります。



【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部雇用労働政策課

TEL 097-506-3354・3353

8:30～17:15（月～金まで、土日・祝日は除く）

（大分市大手町3丁目1番1号 県庁本館7階）

各種支援制度の情報は
中小企業支援ポータル！

<https://oita-chusho.jp/>

※ポータルトップページの

「キーワード検索」に

「令和5年度 奨励金 お知らせ」と入力して検索！



業務改善助成金（厚生労働省）の活用

①概要

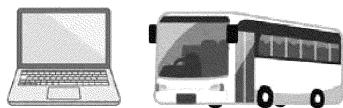
- ・生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する厚生労働省の制度。
- ・補助率は、引上げ額・人数等に応じて**4/5**又は**9/10**（上限額は30万～600万円）。

②活用事例（厚生労働省ホームページ掲載の活用事例集から抜粋）

業種	設備投資の内容	
製造業	調理器具類	原料充填機（ケー生地、ジャムなど）、食材カッター、食材皮剥き機、パン発酵機
	包装機	シュリンク包装機、菓子個包装機械
	冷凍・冷蔵庫類	冷凍庫、冷凍冷蔵庫
	その他	経理システム、工程管理システム、生産管理システム、フォークリフト、特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）、改修等によるレイアウト変更、ベルトコンベア、ミシン
卸売業・小売業	POSレジシステム、自動釣銭機等 フォークリフト・特殊用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	POSレジシステム、自動釣銭機 フォークリフト・運搬用冷凍庫
	調理器具類	ミキサー、焙煎機、食品裁断機
	その他	食品卸売システム、会計・仕入・販売システム、顧客管理システム、受発注機能付きホームページ、経営コンサルタント、人材育成・教育訓練、真空包装機
宿泊業・飲食サービス業	調理器具類	スチームコンベクションオーブン、食材スライサー、業務用製氷機
	POSレジシステム、自動釣銭機等	POSレジシステム、自動釣銭機、券売機
	洗浄機（食器洗浄機）	食器洗浄機、全自動鉄板洗い機
	その他	管理システム、オーダーシステム、給与システム、業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫、温蔵庫、改修等によるレイアウト変更、人材育成、ベルトコンベア
生活関連サービス業・娯楽業	美容器具・施術器具類	脱毛器、デジタルパーマスチーマー類、育毛器
	シャンプーユニット	シャンプーユニット（調節機能付き）
	洗濯機・乾燥機	業務用乾燥機、業務用洗濯乾燥機
	その他	経営ソフト、顧客管理システム、オーダーシステム、教育研修費用、集球設備（ゴルフ練習場）、平型包装機（クリーニング業）
医療・福祉	福祉車両	引上げリフト付き福祉車両、スロープ付き福祉車両、大人数送迎可能福祉車両
	歯科用チェアユニット	チェアユニット（清掃機能付など）
	施術ベッド・医療ベッド類	電動式ベッド（調節機能付）、ウォーターベッド型マッサージ器
	その他	受発注機能付きシステム、診療予約管理システム、食器洗浄機、治療器具洗浄機、POSレジシステム、自動釣銭機、レントゲン装置、CT設備、改修等におけるレイアウト変更

※売上高や生産量などが15%以上減少している場合や、原材料費の高騰などで利益率が3%ポイント以上低下している場合には、以下の生産性向上に資する自動車やパソコン等が補助対象となる場合があります。

- ・乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車（特殊用途自動車を除く）
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末及びその周辺機器（新規導入）



※上記のほかにも助成対象となる取組が多数ありますので、

詳細については「**業務改善助成金センター**」（0120-366-440）にお問い合わせください。